

京都市外国籍市民施策懇話会  
2004（平成16）年度報告

2005（平成17）年3月  
京都市外国籍市民施策懇話会

# 目 次

1	会議開催状況	3
2	調査・審議内容，提言	
	第1回会議：第4期懇話会での審議について	3
	第2回会議：各会議の議題について	4
	第3回会議：行政窓口サービスについて	6
	第4回会議：高齢者福祉について	7

## 1 会議開催状況

	日 時	場 所
第 1 回会議	2004 年(平成 16 年)5 月 28 日(金) 午後 2 時から 5 時まで	京都市国際交流会館
第 2 回会議	2004 年(平成 16 年)9 月 17 日(金) 午後 2 時から 5 時まで	京都市国際交流会館
第 3 回会議	2004 年(平成 16 年)11 月 26 日(金) 午後 2 時から 5 時まで	ザ・パレスサイドホテル
第 4 回会議	2005 年(平成 17 年)2 月 14 日(月) 午後 2 時 30 分から 5 時 30 分まで	エルファセンター

## 2 調査・審議内容, 提言

### (1) 第 1 回会議

#### ア 座長の選出

第 3 期委員の任期満了に伴い,新たに就任した 7 人の委員を含む第 4 期委員による第 1 回目の会議であるため,京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱第 4 条第 2 項に基づき,水野直樹委員を座長に選出しました。

#### イ 前座長からの報告

仲尾宏前座長から,第 1~3 期懇話会の活動内容について報告がありました。そして,その報告内容を踏まえ,今期懇話会で調査・審議する内容について,委員全員で意見を交換しました。

#### ウ 委員の主な意見

日本語をあまり理解できない外国籍市民にとって,多言語による情報は大変役に立つ。市内の各図書館に諸言語による新聞や雑誌が配置されているインターナショナルコーナーがあればいいと思う。

日本人の配偶者として来日して間もない外国籍市民は,社会参加の機会が少なく,孤立しがちである。早く地域社会に適応できるよう,日本の文化や習慣を知ることができる場があればいいと思う。

小・中学校における多文化共生教育は大変重要である。また,そのための教職員に対する研修も必要である。

アイデンティティを形成するうえで名前は大変重要である。名前の構成は様々で,苗字,名前の他にミドルネームなど数個の部分から構成される場合もあるが,自分の意思とは別に,一部分を省略されてしまったり,カタカナや漢字で表記されたりすることがある。京都市の様々な手続において,どのように名前を表記しているのか知りたい。

留学生は、それぞれ異なった文化、習慣を持っているが、大学の教授や職員などは、ある一定のイメージで見る 경우가多く、そのためトラブルになることもある。留学生が気軽に相談し、意見を伝えることができる場所が多くあるとよい。

外国人の基本的な人権に関する条例などを検討することは意義がある。

高齢化社会が進む中で、今後、外国人が介護サービスの分野等で働くことが予想される。高齢者が外国籍市民と交流する場を積極的に作る必要があるのではないかと思う。

在日韓国・朝鮮人の高齢化が進んでいるが、高齢化に伴い、覚えた日本語を忘れてしまうことが多い。行政は、市民の中には文化や言葉が違う人々がいるということを考えて介護サービスを検討すべきである。

日本と外国における外国人に関する施策、特に多文化共生社会の実現に向けた取組について比較検討したい。

外国籍市民が集住する地域に、国籍を問わず、すべての市民が交流できる場があれば、地域社会において様々な利用価値があると思う。

これまでの懇話会で出された提言について、市の取組状況を確認すべきである。

各委員の意見を課題項目ごとに整理し、第1期から第3期までの懇話会からの提言に対する市の取組状況と照らして、今期懇話会で審議する内容を次回会議で決めることとしました。

## (2) 第2回会議

当懇話会が、平成10年度から15年度(第1期から第3期)までの期間に市に提出した68の提言及び緊急申入れに対する市の取組状況について、事務局から報告を受けました。その内容を踏まえ、委員が更に意見を交換し今期、調査・審議すべき議題を決めました。

### ア 委員の主な意見

外国籍市民が家庭内暴力等プライベートな問題を相談できる場所が必要である。ボランティアとしての相談員だけでなく、専門的知識のある相談員が対応する体制を整える必要がある。

市から様々な多言語パンフレットが発行されているが、市民が果たすべき義務に関する内容のものだけでなく、市民の権利として享受できるサービスに関する情報提供を増やすべきである。

留学生よりも就学生の方が生活環境は厳しい。言葉、経済的な問題、社会経験の乏しさから深刻な問題を抱えていることが多い。留学生だけでなく、就学生に対する施策の検討が必要ではないかと思う。

外国人犯罪が増加しているという報道が多い。事実が判明していないのに、犯人が「外国人のような・・・」とか「流暢な日本語で話していた」とか、外国人の犯罪だと印象づけるような報道の仕方をする人が多いのは問題だ。

京都市の学校の現場では、外国籍児童・生徒の名前をどのように扱っているのか。学校側で本人の意思とは別に名前の一部が省略されたことがあると聞いたが、これはアイデンティティに関わる問題である。

外国人が抱える問題を議論することから、日本社会、特に子どもの教育について何らかの改善につながることを期待している。

#### イ 今期に調査・審議する議題

##### 多文化共生・交流について

- ・日本と他国（特にドイツ）における外国籍市民施策や多文化共生社会の実現に向けた取組の比較研究
- ・地域社会における外国籍市民と地域住民との交流の在り方  
行政窓口サービスについて
- ・外国籍市民が利用しやすい市役所や区役所等でのサービスの在り方
- ・日本語をあまり理解できない方に対する情報提供の方法  
教育問題、アイデンティティ形成の問題について
- ・外国籍市民のアイデンティティ形成の問題
- ・教育現場における取組（多文化共生社会の実現に向けた教育と教職員への研修など）
- ・民族文化の継承（民族教育の保障）  
新定住外国籍市民の問題について
- ・不法滞在や不法就労等に関する問題
- ・日本人の配偶者である新定住外国籍市民の問題  
福祉問題について
- ・高齢外国籍市民の福祉問題  
外国人学生の問題について
- ・留学生、就学生の問題  
人権問題について
- ・外国人の人権に関する法制度

選定した上記の各項目について、担当委員を決め、次回以降6回の会議で、担当委員の報告をもとに調査・審議を行うとともに、議題に関連する施設等を見学することとしました。

### (3) 第3回会議

#### 議題 行政窓口サービスについて

外国籍市民を含むすべての人々が、安心、安全に暮らせるようになるには、生活に必要な情報や行政サービスを適切に受け取ることができる環境づくりが必要です。

行政サービスを提供する市役所や区役所等の窓口が、外国籍市民にとって利用しやすい窓口になるにはどのようにすればよいのか、また、日本語を理解できない市民でも適切な行政サービスを受け取ることができるには、どのような方法で情報提供すればよいのかなど、委員が意見を出し合いました。

また、行政手続における外国人の名前の記載方法についても活発な議論が行われました。

#### ア 委員の主な意見

京都市国際交流協会のホームページに掲載されている生活に関する情報は、多言語で内容も充実していると思う。ただ、リンク先が変更されている箇所もあったので、一定期間に内容を確認し、情報の更新をすべきだ。

ホームページ等でどのような情報を、どのように提供すればよいかについて、留学生など実際に利用している人々に意見を聞くモニター制度を作るなど、より使いやすいものに変えていく工夫が必要だ。

多言語で情報提供するときは、日本語とそれぞれの外国語が併記されているものが一番分かりやすいと思う。施設の名称には訳だけでなく日本語の読み方がローマ字で併記されていれば、実際にその場所を探すときに便利である。利用者の視点で表記の方法を考えなければならない。

外国籍市民は外国人登録の手続で区役所を利用するので、区役所内に行政手続や生活に関する様々なことを一括して相談できる、外国人のための総合案内窓口があれば大変便利だと思う。

災害などの緊急時における対処方法を、外国籍市民に十分に周知することが大切だ。入国や転入により区役所で外国人登録の手続をするとき、地域の避難場所等の情報を得ることができるようにならないか。

行政手続での名前の記載方法は様々だが、ミドルネームを記入する箇所がなく省略されることや、名と一緒にされてしまうことがある。ミドルネームは名前の一部であって不可欠のものであり、配慮されるべきである。

在日韓国・朝鮮人は、かつて日本社会の中で差別されないように通称名を使用することが多かった。現在、通称名を使用している人、本名を使用している人が両方いるように、名前に対する思いは人それぞれで複雑である。

日本社会では家族は皆同じ姓だという認識があるが、韓国や中国の場合、同一世帯でも父親と母親の姓はそれぞれ異なり、子どもは父親と同じ姓になるこ

とが多い。このため、妻が夫の代理人として銀行等に行っても姓が違うので手続に支障が生じたり、母親が子どもの姓と違うので親子関係を疑われたり、生活上様々な不便を生じることがある。こうした違いを理解しておいてもらえるような取組が必要だ。

京都市では、「京都市生活ガイド」をはじめ、様々な情報に関するパンフレットを多言語で配布するほか、区役所内の案内表示の多言語化や、ホームページの多言語化など、日本語を母語としない市民に対する情報提供に努めています。

しかし、京都市で生活を始めて間もない市民にとって、必要な情報をどこで得ることができるのか、また、様々な行政の手続や相談をするときにどの窓口に行けばよいのかなど、分からないことがあります。こうしたことから、次の項目について取り組まれるよう提言します。

#### イ 提言

新たに若しくは転入により外国人登録をする外国籍市民に対して総合的な行政手続や災害時の心得などの情報提供に努めること。

外国籍市民が行政手続などについて相談できる窓口の設置、言語のサポートに関わるボランティアの活用など、外国籍市民に対する行政サービスの改善方法を検討すること。

インターネットのホームページによる情報提供の在り方について、留学生等の利用者の意見を反映させるシステムを検討すること。

#### (4) 第4回会議

##### 議題 高齢者福祉の問題について

会議に先立ち、在日コリアン高齢者のためのデイサービス施設である「エルファ」での高齢者介護の現地視察を行い、その後エルファの活動内容と在日コリアンの高齢者が抱える問題について説明を受けました。京都市の外国籍市民の約7割を占める在日韓国・朝鮮人の方々も高齢化が進んでいます。在日韓国・朝鮮人の1世と呼ばれる方々は、生活のために日本語を学ばれた経緯がありますが、高齢化と共に日本語を忘れることが少なくありません。こうしたことから、日本のデイサービス施設では、言葉や文化の違いから在日コリアンの高齢者の思いが通じないことや誤解が生じたりすることがあります。また、民生委員や老人福祉員などと円滑なコミュニケーションがはかれていないことや、郵便などで送られてくる年金や介護保険の通知もその内容が理解できず、結果として、十分な行政サービスを受けられていない事例があるということが報告され、各委員が意見を交換しました。

## ア 委員の主な意見

高齢の中国帰国者には、日本国籍の人が多いが、日本の言葉や文化になじめない人も多いように、高齢者問題といっても、多様な生活背景を持つ人々がいることから、食生活や遊び、歌など文化や生活様式の違いを考慮して施策を考える必要がある。

日本語が理解できない高齢外国籍市民は、デイサービス等の介護施設を利用しても状況を正しく理解できていない。また、高齢者にとっては話し相手がいるということが大変重要であるが、言葉が大きな障害となっている。

デイサービスセンターの見学をして、自分の家族や親類のことをよく知らない老人が多かった。儒教の影響の強い韓国・朝鮮人も在日コリアンの社会では家族関係が希薄になっている。

ひとり暮らしの高齢外国籍市民には、高齢外国籍市民福祉給付金制度のような福祉制度について知らない人がいる。また、読み書きができないため文書で通知された情報を理解できない人もいる。直接面会して情報を伝えるなど、状況に応じた情報伝達の方法が必要だ。

エルファのような NPO 法人が積極的に高齢外国籍市民の支援活動を行っているが、税制面での優遇などなく財政的に厳しい状況におかれている。行政の取組を補うこのような団体を支援する制度が検討されるべきだ。

介護保険の第 1 号被保険者の保険料について、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯員全員が市民税非課税の場合は、最も安い第一段階になっているが、外国籍市民の一部は制度上の理由で無年金になっているにもかかわらず、老齢福祉年金を受給していないために、第二段階の保険料を支払わなければならない場合がある。何らかの対策を講じることはできないか。

日本語によるコミュニケーションに支障のある高齢外国籍市民に対応するため、外国語、特に韓国・朝鮮語の話せる人が社会福祉の現場に必要なになっている。そうした人材を広く登用し、活用することで多くの高齢外国籍市民に対応する必要がある。

京都市には今後も外国籍市民が増え、それに伴って高齢化が進むと思われるが、高齢外国籍市民が一堂に集まることができる施設があれば、外国籍市民も安心して生活できると思う。

言葉や文化の違いがある高齢外国籍市民に対して、情報を提供したり、相談を受けたりするなど、日常生活を支援する体制づくりが必要になっています。

また、高齢外国籍市民が言葉の問題から地域で孤立しがちであることや、独居で家族の支援を日常的に期待できない場合なども念頭に置いた対応が必要と考えられます。

こうした問題に対応するためには、高齢外国籍市民の介護や支援に関わる者が、その高齢者の文化や生活背景を十分に理解していることが重要です。

また、集住地域のみならず、広く市内の高齢外国籍市民の多様な問題に対応するためには、援護が必要な高齢者の実態把握が必要になります。こうしたことから、次の項目について取り組まれるよう提言します。

#### イ 提言

高齢外国籍市民が抱えている問題点を把握するために実態調査を行うこと。

介護保険制度の多言語による一層の周知に努めるとともに、民生委員や老人福祉員、更にはデイサービス等、高齢者福祉施設で働く人に研修を行うなど、多文化理解の促進に努めること。なお、老人福祉員の推薦依頼について国籍条項のないことを改めて周知すること。